

朝日村松くい虫被害対策基本方針

令和2年7月17日 策定

1 目的及び期間

(1) 目的

この方針は、朝日村での松くい虫被害状況、防除方法に関して検討し、効果的な松くい虫対策により松林を保全し、森林の持つ公益的な機能を維持することを目的とする。

(2) 期間

令和2年7月17日から令和7年3月31日まで。

被害状況、社会情勢等を勘案し、策定期間が満了となる5年後に見直しを図ります。

ただし、被害状況の急激な変化等を考慮し、期間内においても必要に応じて見直すものとする。

2 現状

本村では、平成28年度に古見地区で初めて感染が確認されました。以来、周辺市村（山形村、松本市、塩尻市）境から被害が広がり、現在では古見、小野沢、西洗馬の各地区へと被害が拡大しています。

アカマツは、村内民有林の13%を占め、本村の村木であり特産のマツタケにはなくてはならない樹木です。また、戦後植林された松が利用期を迎えており、その利活用が課題となっています。

(1) 被害状況の推移

年 度	H28	H29	H30	H31 (R 1)	R 2 (6月末現在)
被害本数 (本)	17	17	9	69	39
伐倒事業費 (千円)	140	686	755	4,910	3,480

(2) 朝日村の民有林におけるアカマツ林の構成

- ア 民有林面積 6,088 h a
- イ アカマツ林面積 826 h a (13.6%)
 - (イ) 天然林 446 h a
 - (ロ) 人工林 380 h a

うち利用期（9歳級・45年生以上）のアカマツ林 819ha (99%)

(平成30年4月1日現在、長野県森林簿データによる)

3 事業概要

長野県では、被害が拡大し財政的にも負担が多いことから、平成15年度までの被害木の全量駆除の方針を転換し、守るべき松林及び周辺松林（対策対象松林）を決め、重点的に対策を実施しています。

本方針は、森林病虫害等防除法を基本として、長野県防除実施基準及び松くい虫の防除のための農薬の空中散布の今後のあり方に基づき、松林の区分ごとに対策を定めます。

(1) 松林の区分

村内の松林の区分及び対策は、次のとおりとします。

ア 守るべき松林

イ 周辺松林

ウ その他の松林

※ 区分ごとの対策及び防除手法は、別表のとおり。

(2) 被害の調査方法

被害状況を把握し、対策を計画的に進めるため、次の方法により、被害状況調査を実施します。

ア 松林監視員による、地上からの調査

イ ドローン等による上空からの調査

ウ 村民からの情報提供による調査

(3) その他の対策方針

ア 被害が単木で発生した場合は、早急に被害木の処理を行うと共に被害木を中心とする周辺100㎡のアカマツは簡易検査を行い被害が認められる木は処理を行う。

イ 被害が複数で面的に発生した場合は、地区実施計画を策定し地域全体で対応していく。

ウ 被害が激甚な地域については、松くい虫被害対策地区協議会を設立し、地域全体で対策を協議します。

エ 被害木の活用

被害木や駆除材は所有者等と調整を図り、木工品の生産や薪ストーブなどの木質バイオマス燃料として有効利活用を推進します。

オ 上記以外の方法についても研究し、その効果の検証を行い、可能な場合は、実施に向けて検討します。

4 効果的かつ継続的な松くい虫防除対策の実施

(1) 防除方法の普及

村民に対し、村広報やホームページの他、樹幹注入講習会や薬剤による防除講習会等により、マツノザイセンチュウ病（松くい虫による松枯れのメカニズム）の理解と防除方法の

普及を図り、樹幹注入や薬剤散布等により所有者が自ら守るよう啓発します。

(2) 松くい虫防除の検証

松くい虫防除対策をより効果的かつ継続的に進めるため、実施した防除対策をその都度検証し、基礎データの収集と分析を行います。

(3) 松林区分の見える化検討

森林経営管理制度運用で作成する森林経営管理区域図等を活用し、被害状況マップの作成、今後の分析を行うことで被害拡大逓減を目的とした「守るべき松林」の明確化を図ります。また、被害木の的確な伐倒駆除、感染源対策としての樹種転換、上空や地上から確認できない疑義木対応など、「見える化」と連動した駆除方法の効果的な組み合わせを検討します。

2 防除手法

項 目	実 施 内 容
1 伐倒駆除	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害木を伐倒、玉切り、集積して伐倒処理を実施する。 2 被害木を伐倒、玉切り、集積して、くん蒸処理（薬剤を散布してシートで覆う）を実施する。 3 被害木を伐倒、玉切りを行い、搬出して破砕処理（破砕機による破砕）を実施する。 4 上記以外にクレーン等の大型特殊機械の使用や、被害木に登って吊るし切りを実施する。（特殊伐採）
2 予防薬剤散布	<ol style="list-style-type: none"> 1 県防除実施基準に即し、地上散布（動力噴霧器、無人ヘリコプター等を利用して行う予防薬剤散布）を実施する。 2 散布を実施する場合は、地域住民とリスクコミュニケーションを行い、リスク低減を図ると同時に、散布計画を周知した上で実施する。 3 薬剤散布は、地区の松くい虫対策協議会と協議の上決定する。
3 樹種転換	<ol style="list-style-type: none"> 1 長野県樹種転換促進指針により、松林を松以外の樹種へ転換する。実施にあたっては、早急に感染源を除去するため、生立木の伐採を先行する。 2 林内に放置されているアカマツの枝条や残材は大型破砕機により破砕して、カミキリムシの卵、幼虫、蛹の駆除を実施する。
4 更新伐	被害木を含めた天然木のアカマツは7割以上、人工林のアカマツは5割以内で伐倒し、一部健全な木を残しながら他の樹種に更新させ、健全な里山へ再生させる。
5 樹幹注入	健全な松の樹幹に直接薬剤を注入し、マツノザイセンチュウの侵入を防止する。